



若年層の基本給引上げを回答、その他の要求は夏の交渉へ 府立病院労組2023年度要求書にもとづく団体交渉を実施

3月23日府職労・病院労組は、2月28日に提出した「府立病院労組2023年度要求書」にもとづく団体交渉を行いました。

すべての職員へ生活改善につながる賃上げを

賃金については、4月1日から国立病院機構が行う基本給の引上げ実施に準拠した改定を行うと回答しました。

基本給の引上げは、若年層（20歳台半ば～30歳台前半）に限定しており、中堅・高齢層の職員には基本給の引上げはありません。

交渉では、物価の高騰で病院に働く職員の生活が厳しくなっているもと、若年層に限って賃上げしている点では、すべての職員の生活改善につながっていない。がんばっている中堅層以上の職員の生活改善やモチベーションの向上にもつながるように賃金引上げを強く求めました。

諸手当の拡充を

諸手当では、コロナ陽性者への対応で支給される防疫等作業手当について、急性期 C では、外来患者が来院し検査後にコロナ陽性とわかっていても、対応した看護師へは支給されていない例を示して、改善を求めました。

病院機構当局は、確認し後日連絡すると回答しました。

府職労・病院労組としては、はびきの C から PPE を装着して後から検査結果で陰性とわかった患者対応は、支給されていないと聞いている。いわゆるグレーゾーンで対応した場合であっても支給するように求めました。

時間外勤務のガイドラインの周知を

研修等の時間外勤務については、厚労省の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」では、自主的な研修、講習会等、

使用者の指揮命令下に置かれている時間は労働時間扱い、参加が義務付けられている研修や使用者の指示による業務に必要な研修等は、労働時間なので時間外になれば、当然、時間外手当の支給対象です。労務管理として、よく理解されていない上司（師長）などがいると聞くので、管理職や師長などの研修で周知・徹底をするように求めました。

病院機構当局は、時間外勤務（手当）の申請・承認及び健康管理のためのガイドラインの周知を引き続きしていくと回答しました。

非常勤職員にも一時金を支給せよ

非常勤職員の待遇改善では、大阪府は非常勤作業員の時間給単価が4月から29円引上げると聞いている。また、一時金についても期末手当で支給されている。非常勤職員の賃金単価を上げるとともに、手当は大阪

府としているなら、一時金を支給すべきであると求めました。

病院機構当局は、賃金単価については近隣の状況も踏まえ、各センターで臨機応変に対応していると回答しました。また、経営状況もあるが一時金の状況について他の病院等調べていますとの回答にとどまっています。

府職労・病院労組は、一時金について、夏の交渉で前進的な回答を求めました。

安心して育児時間等がとれる人員配置を

人員増や長時間・過密労働の要求については、急性期 C や国際がん C の職場での状況を参加者から訴えていただきました。

急性期 C からは、PCR 検査室が設置されたが、各病棟から人員を出して業務をしており、定数として配置してほしい。育児短時間勤務をとっても病棟がまわるような人員配置を求めました。

国際がんCからは、休憩がまともにとれない。患者のケアが十分にできない。育児時間をとっている看護師が他の人に仕事を割り振っても人員が不足しているので帰れないと訴えました。

病院機構当局は、適正な人員配置を引き続き努めてまいりたいと回答しました。

少数職種の昇任・昇格の明確な基準を

昇任・昇格の改善では、国際がんCから8人の職場で主任1人以外は役職者なし、15年も働いても昇格しない少数職種の状況を訴えていただきました。

府職労・病院労組から、少数職種の昇任枠を広げるなどモチベーションがあがる昇任・昇格基準を求めました。

病院機構当局は、勤務評定及び能力実証に応じて行っており、各センター間でも協議してやっているという回答しました。

小学校3年生までの子育て部分休暇の創設を

休暇制度に関する要求の年休の取得状況については、当局のデータをみると看護師などで一部に昨年より悪いセンターもある。夏季休暇をなくして、年休にかえたが、今年度と比較するだけでなく、取得状況が悪くなればもとにもどすように求めました。また、育児関係の休暇制度として、大阪府と同じように小学校3年生までの子育て部分休暇を創設するように求めました。

安心して働き続けられる職場環境を

職場環境の改善では、ハラスメントについて師長含め管理監

督者の研修等を引き続き求めました。

交渉の最後に、山本委員長から「基本給の引上げでの前進回答もあるが、全体的には納得できない回答である。安心して働き続けられる職場環境を求める。」と述べました。

そして、伊庭機構本部事務局次長より「府民のいのちと健康を支えているのは職員の皆さんです。感謝するとともに、夏季要求に向けても引き続き協議してまいります。」と述べて交渉は終わりました。

一緒に声をあげよう 労働組合に加入しよう

病院の労働条件について交渉できるのは労働組合があるからです。黙っていて良くなることは絶対にありません。労働組合の活動や交渉を支えるのは一人一人の組合員です。労働組合に加入し、いっしょに声をあげましょう。

組合加入
はこちらから ⇒

